

新規事業の資金調達時に「エンジェル税制」の検討を！

「エンジェル税制」というと、試験研究型のベンチャー企業や株式公開を目指す企業に投資する人の減税制度で、自社とは関係ないものと思っている方が多いのではないのでしょうか？ 幾度かの税制改正を経て、エンジェル税制は、活用の幅が広い制度になっています。たとえば、新規ビジネスを行おうとする次のような企業が、出資という形で資金調達する場合には、出資した者（個人）が、エンジェル税制の減税措置を受けられる可能性があるのです。

休耕農地を活用した、こだわりワインの醸造会社を設立するために、ワイン愛好家から出資を受ける。

業務ソフトウェアの開発・販売ビジネスのために、創業者 3 人とその友人 3 人が 6 分の 1 ずつ資金を出し合って、会社を設立する。

新規にペット関連グッズの通信販売事業を行うために、友人・知人から出資を受ける。

1. その減税措置の内容とは？

エンジェル税制は、個人投資家（出資者）の所得税の減税措置です。減税措置を受けられるタイミングは、出資した年と、出資により取得した株式を売却した年で、その概要は次のとおりです。

A 出資した年に受けられる「所得控除型」減税措置

設立 3 年未満の一定の中小企業に対する出資が対象で、医療費控除や寄附金控除のように、次の金額を所得から控除できます。

対象企業への出資額（注） - 2,000 円

（注）総所得金額×40%と 1,000 万円のいずれか低い金額が上限

【例】総所得金額が 1,000 万円の人が、対象企業に 300 万円を出資したときは、299 万 8,000 円を総所得金額から控除できる。

B 出資した年に受けられる「株式売却益控除型」減税措置

設立 10 年未満の一定の中小企業に対する出資が対象で、その出資額の全額をその年の他の株式売却益から控除できます。

【例】上場会社の株式売却益が 100 万円ある人が、対象企業に 200 万円出資した場合、出資額のうち 100 万円を他の株式売却益から控除（上場会社株式の売却益はゼロとなり、課税なし）できる。

（注）対象会社が設立 3 年未満の場合は、上記 A と B のいずれか有利な方を選択できます。

C 売却時点で受けられる「株式売却損失繰越型」減税措置

対象企業の株式を売却したことにより生じた損失は、その年の他の株式の売却益を相殺できますが、その相殺しきれなかった損失は、翌年以降 3 年間にわたって、他の株式売却

益と相殺できます。

なお、出資した年に、上記 A または B の減税措置を受けている場合は、対象企業の株式の取得価額は、減税措置を受けた金額を差し引いた金額となります。

【例】上記 B の株式をその後 50 万円で売却したときは、株式売却損は、50 万円 - (200 万円 - 100 万円) = 50 万円となり、赤字の 50 万円をその年及び翌年以降 3 年間の株式売却益と相殺できる。

2. 出資の対象となる企業の要件とは？

出資の対象となる企業の要件は次のとおりです。新規事業を立ち上げて会社を設立する場合で、経営者自身のほかに友人・知人からの出資を受けるときは、エンジェル税制の適用を受けられる可能性が大きいです。

資本金基準又は従業員数基準を満たす中小企業者であること

基準は業種により異なりますが、資本金 5,000 万円以下又は従業員数 50 人以下の会社は、どの業種でもこの基準を満たします。

特定の株主グループからの出資の合計が 5/6 を超えない会社であること

持株等比率が 30%以上の株主グループの持株等比率の合計が 5/6 を超えるような会社は対象外です。ただし、持株等比率が 50%超の株主グループがいる場合は、その株主グループ 1 つだけで、判定します。

株主が大規模法人や大規模法人の子会社等でないこと

未登録、未上場の会社で、風俗営業等を営んでいないこと

企業内の研究者あるいは新事業活動従業者の比率、試験研究費、市場開拓費、新事業開始のための特別費用の対収入比率などが一定の割合以上であること

3. 減税対象となる個人の要件とは？

出資する側の個人投資家（出資者）の要件は次のとおりです。

金銭の払い込みにより、対象企業の株式を取得していること

他人から購入した株式、現物出資により取得した株式は対象外です。

対象企業が同族会社である場合、その判定の基礎となる株主グループに属していないこと

同族会社とは、持株等比率により順位を決めた、上位 3 番目までの株主グループの持株等比率の合計が 50%を超える会社をいいます。

1 番目の株主グループの持株等比率を順次加算し、その割合がはじめて 50%超となる時におけるその株主グループに属していないことが要件になります。

【例】 A 株主グループの持株等比率 40%
B 株主グループの持株等比率 20%
C 株主グループの持株等比率 10%

持株等比率を順次加算して、はじめて 50%超になるのは、 $A(40\%) \setminus B(20\%)$ を加算した時なので、A 株主グループ、B 株主グループに属していないことが要件になります。

4. 減税措置を受けるための手続きとは？

出資を受ける企業が、上記 1 の要件を満たす会社であることについて確認申請（申請の窓口は、経済産業局）し、「経済産業大臣の確認書」の交付を受けます。

上記 2 の要件については、出資を受ける企業が、出資する者（個人）について要件を満たしているかどうかを判定し、満たしている場合は、出資を受ける企業が、「出資者が要件を満たしていることの確認書」を作成します。

出資を受ける企業は、「経済産業大臣の確認書」、「出資者が要件を満たしていることの確認書」などを出資者に交付します。

出資者は交付を受けた書類を添付して、所得税の確定申告により、減税措置を受けるという流れになります。

5. 起業時は、エンジェル税制の適用の検討を！

「エンジェル」とは、ビジネスでは創業間もない企業への資金供給者をいいます。「エンジェル税制」というと、「研究開発型の企業と投資家」に適用される制度というイメージがありますが、この制度は「起業する際の資金調達」に活用しやすい側面をもっています。

設立 1 年未満の会社の場合、「研究者あるいは新事業活動従事者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上」という要件を満たす必要がありますが、「起業」自体が「新事業活動」なので、この要件をクリアするのは、それほど難しいことはありません。

また、以前は、出資した年に他の株式の売却益がないと、減税の恩恵は受けられませんでした。今は、対象会社が創業 3 年未満である場合は、他の株式の売却益がなくても、「所得控除」による減税措置を受けられる可能性もあります。

起業を応援してくれる出資者も、出資金額の一部は、減税により回収できることになり。出資者も、思わぬ減税で喜ぶことでしょう。

共同経営者、支援者、友人からの出資を受け株主になってもらうということは、同族関係者だけの株主構成のときよりも、経営に対する責任も生じ、ある意味、緊張感が生まれますが、それが、ビジネスを育てる原動力になることもあります。

ただし、ケースによっては、株主総会における議決権の確保の仕組み、将来の株式買取時の備えなど、検討しておくべき事項もありますので、ご注意ください。